

## 資料2 関係機関に対する土壌汚染対策の制度化に関するヒアリング結果

### 1. ヒアリングした関係機関

製造業者、建設業者、調査・対策施工業者

### 2. 制度化にあたって、特に考慮してほしい事項

調査等の規制対象となる土地条件（土地の面積、使用用途）の明確化。

現状把握が早ければ早いほど浄化工法の選択肢が多く、結果として浄化対策費の低減が可能なことから、有害物質取扱事業者における調査の義務付けは有益。

自治体ごとに指導が異なれば、複数の事業場をもつ企業は対応が困難。調査のタイミング、調査対象（規模、業種）、対象物質、公表ルールについて整合を。

急速に浄化対策が進められることにより、不完全な浄化や浄化費用の高騰など社会経済の混乱を招くことがないように、段階的な施行や、猶予期間の設定など運用には慎重な対応を。

関係者（土地所有者、借地事業者、汚染原因者、土地浄化行為者等）の法的責任の明確化。

他の法令（廃掃法、水濁法、ダイオキシン法等）との関連の明確化。

前向きな姿勢で土壌浄化に取り組んでいる企業に、何らかの優遇施策を。

制度の推進のためには、周辺住民に十分な理解が得られるよう、行政が積極的な啓発・情報の提供を行うことが必要。

### 3. 土壌汚染の判断基準

土地の用途（住居地域、商業地域、工業専用地域など）ごとに達成すべき基準値は違ってもいいのではないかと。また、地下水の利用の有無によっても基準値の適用に違いがあってもいいのではないかと。

土壌汚染がどの程度であれば対策を実施しなければならないかを示す詳細な「発動基準」を盛り込むことが望まれる。

対象となる物質の濃度レベルごとの有害性のランクを示したものがあれば対策を検討する場合に役立つ。（環境基準を超える汚染が発見された場合、その汚染がどの程度、人の健康に影響を及ぼすものなのか判断できない。）

環境基準だけでなく、土地利用やリスク管理上からの浄化実施基準を規定すべきである。

浄化しなければならないとする発動基準が明確にされていないと、対策方法、結果にばらつきが出るのが考えられる。

土壌環境基準、地下水質環境基準は浄化完了という意味では大変厳しい基準である。制度化にあたっては、土地利用状況及び環境リスクを考慮し、例えば「直接摂取のリスクがなければ土壌環境基準の10倍」というような現実的な浄化完了

基準を設けることが望まれる。

#### 4．行政における調査、対策の評価（行政によるお墨付き）

土壌汚染の可能性による不安感を、土地の流動化の阻害要因としないためには、行政サイドにおける評価（お墨付き）が必要不可欠。

調査、対策の計画案の評価は技術面がポイントになるが、これには高い技術力が必要である。

評価の実務では自然由来の考え方が難しい。

調査段階ではある程度技術指針的なもので対応可能であるが、リスク低減措置の段階になると、土地の利用状況を踏まえて実施主体が計画したものを行政サイドで承認するプロセスになり、多くの困難が伴う。このプロセスについては、事前に深く議論して制度化に盛り込むことが必要。

#### 5．資料等調査の問題点

自主的に実施されている資料等調査の程度に大きな差があり、これは土壌調査全体の精度に大きな影響を及ぼしている可能性がある。

ヒアリングでは正確な情報が得られないことが多い。調査すべき資料や活用方針をある程度マニュアル化した方が良いと考える。

土地履歴等で過去の事業形態及び使用材料等について、民間で調査することには限界がある。有害物質を使用している企業等で公共が把握している情報については、積極的に開示するシステムとしていただきたい。また、このような資料は重要であり、GISシステム（地図情報）として、管理する制度としていただきたい。

土地使用履歴、地域の土質調査、地図、航空写真などを一括して管理し、資料等調査の信頼性を評価する仕組みがほしい。

#### 6．調査にあたっての問題点

費用の負担者が誰になるのか。

調査結果の客観性をどのように持たせるか。

揮発性有機化合物については、表層土壌ガス調査結果に対する判断基準が明確でないため、詳細調査を実施するかどうかが多岐にわたることが多い。

重金属等については、平面的な汚染範囲及び深度方向の汚染範囲を確定する調査の方法が明確でない。

自治体による講習会等による指導助言の実施と事業者の認定登録が必要ではないか。

#### 7．浄化にあたっての問題点

費用の負担者を明確にする必要がある。

原位置封じ込めについては、その後の土地利用形態の変更時に、土地の利用方法が制限を受けることを考慮する必要がある。

有害物質の不溶化処理の方法においては、長期的な効果が確認されていない方法もあるため、検証が必要と思われる。

中小企業者のために税制優遇や各種助成制度の整備も検討すべき。

「もらい汚染」及び「敷地外に流出した汚染」の浄化対策が制度的にも物理的にも難しい。

土壌浄化行為者の法的位置づけが難しい。

現状では土壌浄化そのものは法規制がないが、土壌浄化の過程で発生する物質によっては、種々の法規制が発生する。例えば、産業廃棄物が発生すると廃棄物処理法が適用され、中間処理行為が発生する。現状ではこれは自ら処理の範疇で処理しているが、すっきりしない部分がある。

## 8. 対象項目

油分による汚染が発見された場合には、現実的には対応（調査及び対策）が必要となることが多いため、対象項目に含めることを検討して欲しい。しかし、調査方法が確立されておらず、基準値がない。

## 9. 自然由来の汚染

自然由来と判断された事例などをマップ化するなどして公表して欲しい。

鉛及び砒素については広域的に検出されたり、環境基準値を超えることが多く、自然由来の可能性が高いと考えられる場合があるが、断定することは困難である。制度化にあたっては、自然由来であるかどうかの判断基準を盛り込んでいただきたい。

自然由来汚染の公的資金による浄化

## 10. 汚染土壌の場外搬出（廃棄物処理法との関係等）

家電リサイクル法の制定で不法投棄の発生が増加したように、土壌汚染防止の制度化で汚染土壌の不法投棄が増加しないよう、現在、汚染土壌は廃棄物処理法の適用対象外なので、廃棄物処理法の適用も検討が必要ではないか。

汚染土壌のための処理施設、最終処分施設がほとんどないため、産業廃棄物処理施設を利用することが多いが、汚染土壌は廃棄物ではないため、受け入れに難色を示されることがある。汚染土壌のための処理施設の整備が進むまでは、産業廃棄物処理施設へ搬出する際のルールを明確にする必要がある。

処分地の情報収集・紹介、汚染土壌の再利用先の紹介等について、盛り込む必要があると考える。

汚染土壌を場外搬出する場合の収集運搬及び処理等については、環境保全上の観点から廃棄物処理法の制度を参考にして制度化してはどうか。

汚染土壌浄化再利用加工専門業者の位置づけを許認可制度等で確立し、浄化が容易な土壌についてはそうした業者の利用を促進してはどうか。

#### 11. 汚染サイトの情報公開

関係者の不安を煽ることが無いよう、汚染の程度とその影響について客観的な情報も合わせて提供することが必要。

公開することによって企業イメージが低下しないような措置を講じるべきである。また、汚染サイト周辺住民に対しては、行政が不安を取り除く十分な説明等を行う必要がある。

情報を公開するには、その情報が適切に受け入れられるよう、受入れ側の基礎知識が必要と思われる。

#### 12. 調査、対策及びその結果の判定を行う者の資格制度

調査・対策については、効果、費用、工期などを考慮し、さまざまな方法が検討されるため、調査、対策の方法及びその結果に対しては、客観的な判定が必要である。

資格制度を設けることが望まれる。調査・対策技術のレベルアップ、調査・対策の依頼者に安心感を与える等のメリットが大きい。

調査の信頼性の確保から、試料のサンプリングなどは管理技術者の登録制度が必要

資格制度は必要と考えるが、土壌を取り扱ってきた建設業等に関わる資格者に対して一定カリキュラムの教育の上で認定試験する程度でよいと考える。

調査・対策を行う技術力を評価する制度が必要ではないか。